

## 第1章 行動計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

少子化社会対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）では「我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、わが国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。」と、冒頭で警鐘を鳴らしています。

平成17年には日本で初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人、合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという人口動態統計結果がでています。

少子化対策や国民の努力によって、平成20年の全国の合計特殊出生率は、1.37と3年連続で上昇していますが、昭和48年の2.14には遠く及ばない状況であります。

今なお続く少子化の要因としては、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離が着目されており、国では、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造を解消するため、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

吉川市におきましても、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づき、平成16年度に「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、少子化対策に取り組んできたところですが、平成17年度の計画開始から5年が経過した現在、社会情勢の変化も著しく、更なる子育て支援策が必要な時を迎えております。平成22年度から5年間を計画期間とする後期行動計画は、市民、企業（事業主）や民間団体等とともに検討し、連携を密にした取り組みを進めることができるものとなります。

## 2 計画策定の目的

この計画では、子育ての主役を家庭としつつ、地域、企業、行政が一体となり、社会全体で、子育てをする家庭を支援し、子どもを生み育てることの喜びを共有し、子どもたちが健やかに生まれ、成長していくことのできる社会を創り出すことを目的としています。

### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

この計画は、以下のような位置づけで策定されています。

- ① 次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、平成16年度に策定された「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」を見直し、国の後期行動計画策定に向けた「行動計画策定指針」に沿って策定される計画です。
- ② 吉川市における最上位計画である「第4次吉川市総合振興計画」（平成14年3月）の将来像である「ひとに優しさ まちに安らぎ 未来に夢ある みんなのよしかわ」を具体的に実現する計画として位置づけます。

#### (2) 計画の期間

この計画の期間は、後期の平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

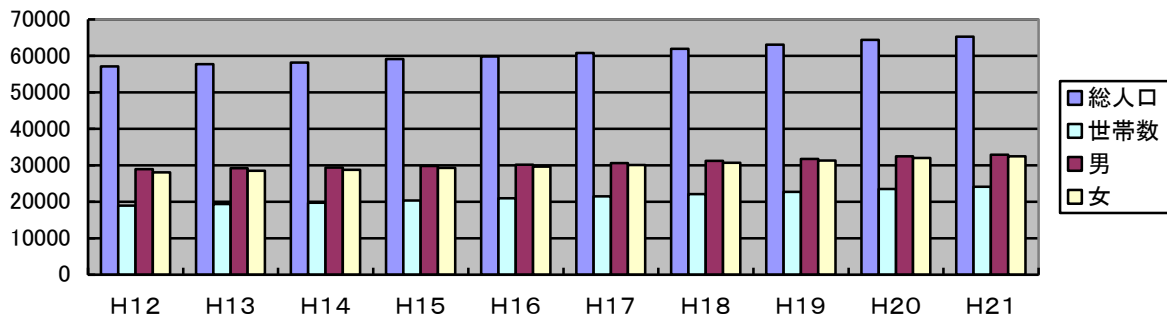
## 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

# 1 人口の動向

## (1) 吉川市の総人口の推移

吉川市の人口は、平成12年以降数百人単位で増加を続け、平成18年から平成20年の3年間は1,000人を超える増加が見られます。

吉川市の総人口（男女）、世帯数の推移（各年4月1日）



吉川市の世帯数、総人口の推移（各年4月1日）

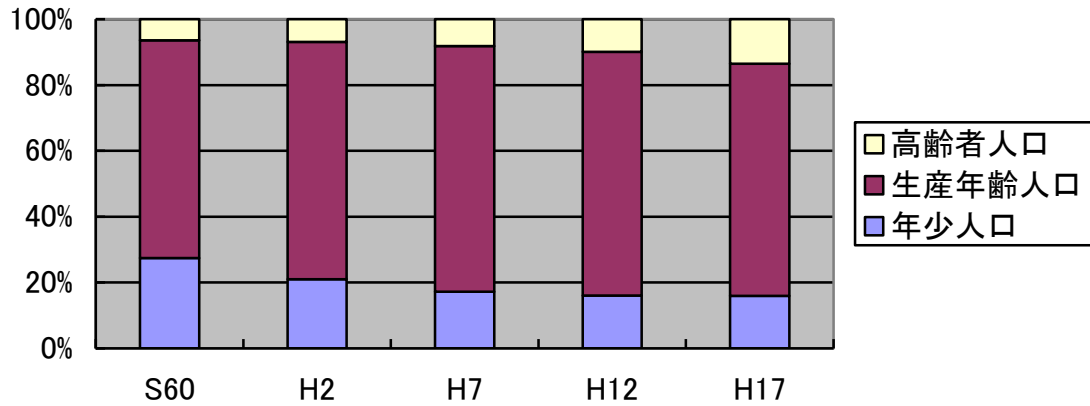
年次	世帯数	総人口	男女別内訳		人口増減数
			男	女	
平成12年	18,969	57,070	28,958	28,112	—
平成13年	19,411	57,684	29,204	28,480	614
平成14年	19,768	58,157	29,369	28,788	473
平成15年	20,380	59,083	29,797	29,286	926
平成16年	20,946	59,863	30,172	29,691	780
平成17年	21,473	60,760	30,643	30,117	897
平成18年	22,094	61,888	31,194	30,694	1,128
平成19年	22,761	63,083	31,796	31,287	1,195
平成20年	23,534	64,419	32,439	31,980	1,336
平成21年	24,138	65,305	32,851	32,454	886

市民課人口データより

## (2) 年齢3区分別人口の推移

全国的に年少人口及び生産年齢人口の減少が進む中で、年少人口にあっては平成7年以降増加に転じています。生産者年齢人口にあっては、十数年以上増加を続けています。ただし、高齢者人口の増加にあっては、全国的な流れと同様に、著しい増加を見せており、いずれ年少人口の構成比率を上回るような勢いになっています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口の推移

年次	総人口注) 人	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢者人口 65歳以上	
		人	%	人	%	人	%
S60	43,616	11,972	27.4	28,859	66.2	2,785	6.4
H2	48,935	10,282	21.0	35,187	72.0	3,380	7.0
H7	52,705	9,041	17.3	39,267	74.5	4,318	8.2
H12	56,673	9,120	16.1	41,952	74.0	5,601	9.9
H17	60,284	9,605	15.9	42,310	70.2	8,116	13.5

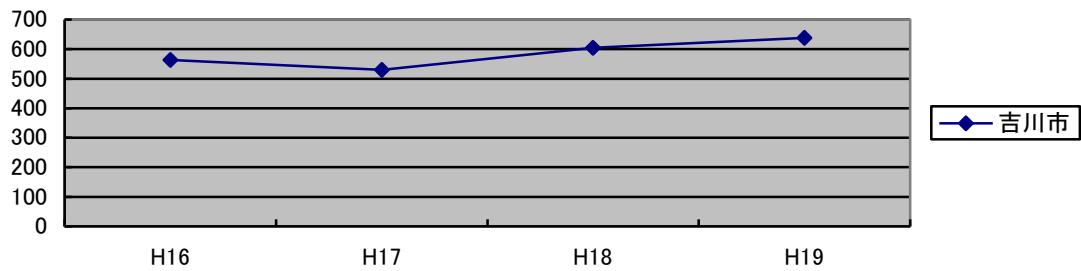
「国勢調査」より

注) 総人口数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

### (3) 出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

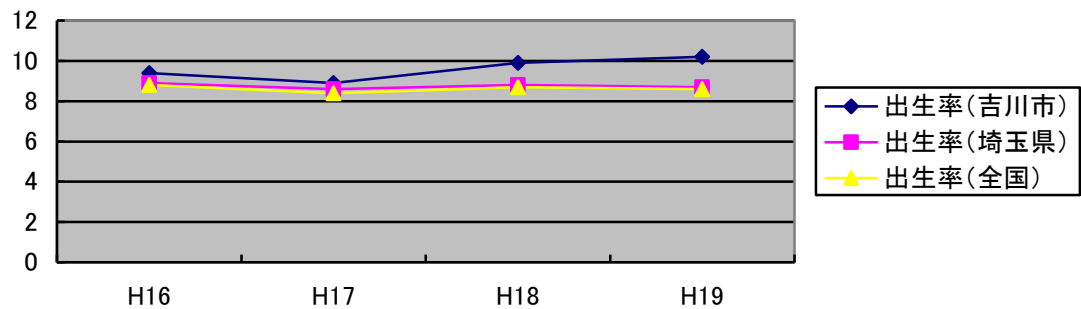
吉川市における過去4年間の出生数の推移を見ると、平成17年に前年を下回っていますが、以降は増加傾向を見せています。出生率<sup>※1</sup>にあつては、各年ともに全国平均及び埼玉県平均を上回っています。

出生数の推移



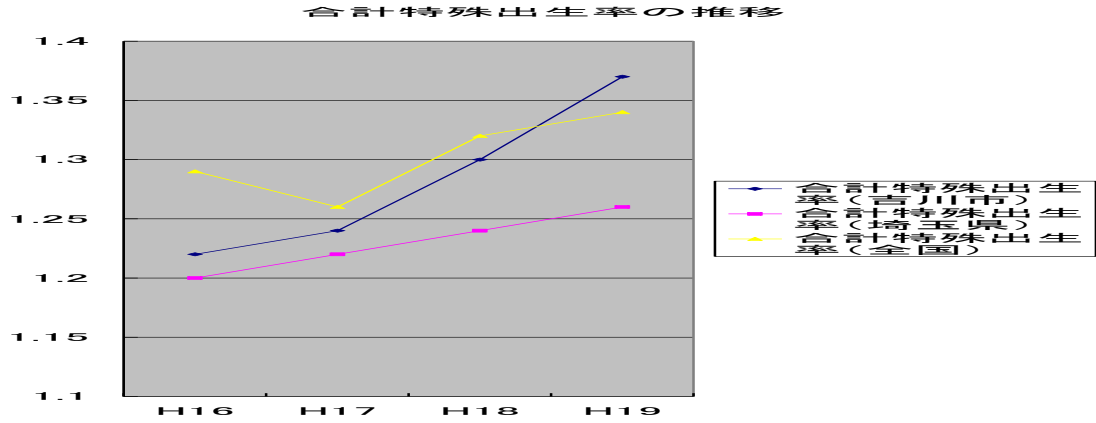
「埼玉県の人口動態概況（確定数）」より

出生率の推移



「埼玉県の人口動態概況（確定数）」より

合計特殊出生率※<sub>2</sub>では、平成16年以降、順調な上昇にあり、平成19年には全国平均を上回りました。



「埼玉県の人口動態概況（確定数）」より

**出生数、出生率、合計特殊出生率の推移**

年次	出生数			出生率			合計特殊出生率		
	全国	埼玉県	吉川市	全国	埼玉県	吉川市	全国	埼玉県	吉川市
平成16年	1,110,721	61,946	563	8.8	8.9	9.4	1.29	1.20	1.22
平成17年	1,062,530	59,731	530	8.4	8.6	8.9	1.26	1.22	1.24
平成18年	1,092,674	61,201	605	8.7	8.8	9.9	1.32	1.24	1.30
平成19年	1,089,818	60,818	638	8.6	8.7	10.2	1.34	1.26	1.37

「埼玉県の人口動態概況（概況）」より

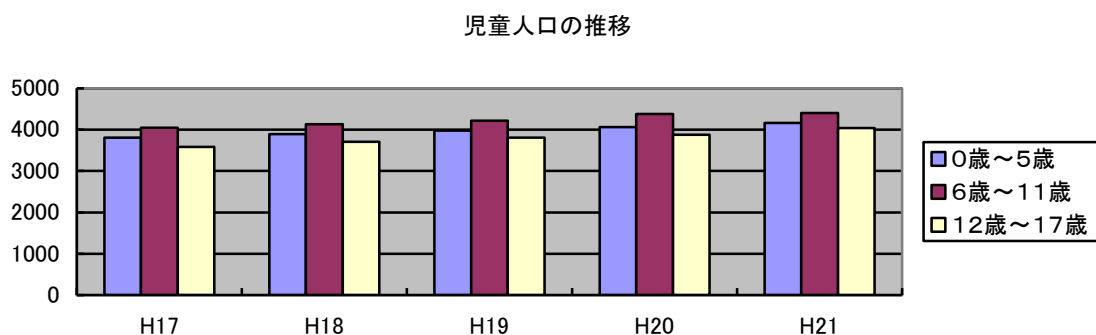
※1 出生率：人口千人に対する出生数

※2 合計特殊出生率：1人の女性（15歳～49歳）が一生涯の間に産む子ども数



#### (4) 児童人口の推移

吉川市における児童人口の推移は、各年齢階層ともに増加傾向にあります。ただし、高齢者人口の伸び率は児童人口の伸び率を超えており、人口構成における更なる少子高齢化が懸念されます。



児童人口の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳～5歳	3,811	3,895	3,981	4,064	4,162
6歳～11歳	4,045	4,132	4,219	4,383	4,402
12歳～17歳	3,583	3,704	3,808	3,874	4,039
合計	11,439	11,731	12,008	12,321	12,603

市民課人口データより

#### 人口の動向について

吉川市では、総人口の増加とともに、出生数、出生率、合計特殊出生率ともに増加傾向にはありますが、総人口に占める高齢者人口の割合も増え続け、年少人口数を超える勢いがあります。これは、現在の生産年齢人口が、いずれ減少傾向に入ること十分に予測させることです。

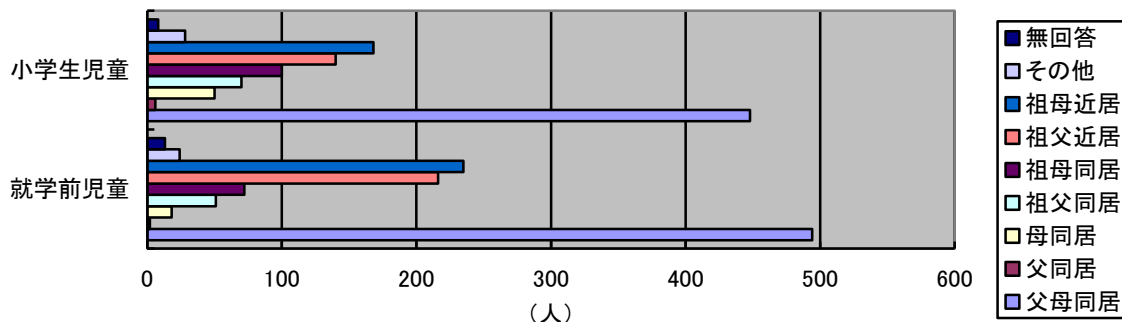
年少人口の底上げを図ることが、今後の大きな課題であり、更なる子育て環境の整備・充実が必要となります。

## 2 子育て家庭の状況

※二一ズ調査結果より引用。

### (1) 家庭の状況

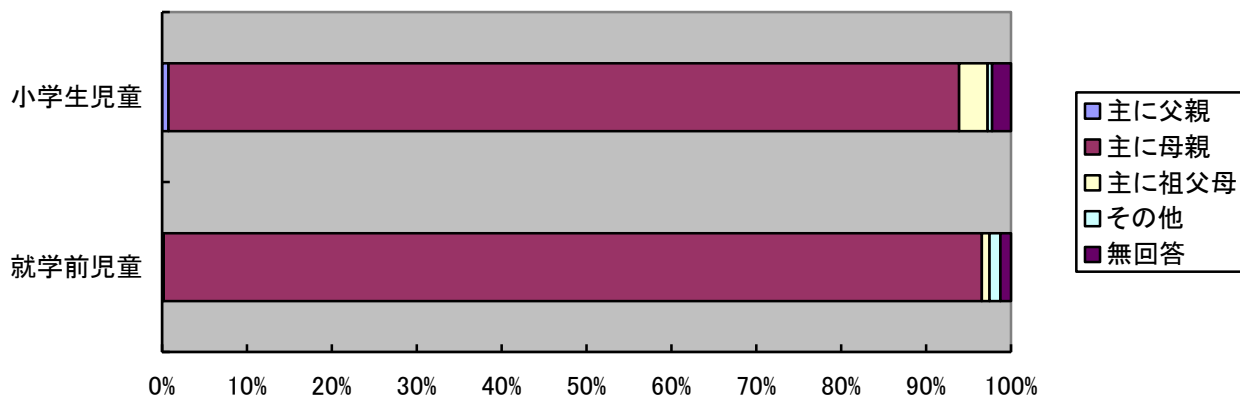
☆お子さんとの同居・近居（概ね30分以内で行き来できる範囲）の状況について  
（\*複数回答）



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
父母同居	494	89.0	448	82.8
父同居（ひとり親）	2	0.4	6	1.1
母同居（ひとり親）	18	3.2	50	9.2
祖父同居	51	9.2	70	12.9
祖母同居	72	13.0	100	18.5
祖父近居	216	38.9	140	25.9
祖母近居	235	42.3	168	31.1
その他	24	4.3	28	5.2
無回答	13	2.3	8	1.5
全体	555	100.0	541	100.0
累計	1,125	202.6	1,018	188.2

父母同居世帯が、いずれも80%を超えておりますが、祖父母との同居にあっては、前回二一ズ調査（平成16年）時よりいずれもポイントを下げています。祖父母が近居されている世帯も就学前児童では4割前後、小学生児童でも2割～3割の世帯があり、同居はしていないが近くに住んでいるという状況は子育て世帯にとっては、心強い点であると思います。

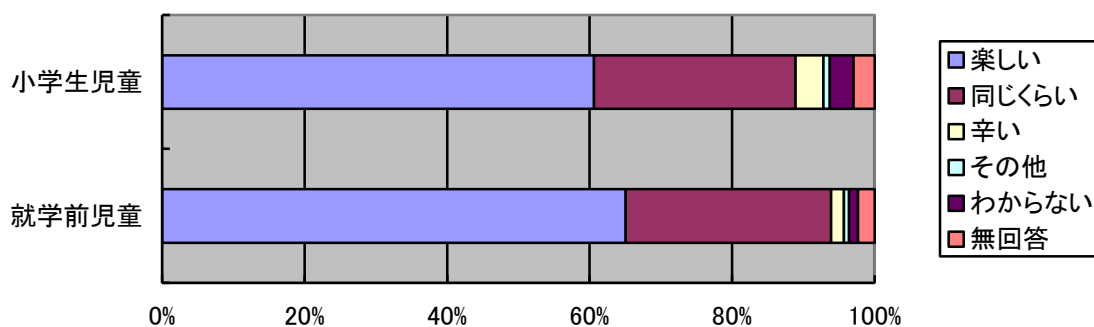
### ☆子どもの身の回りの世話を主にしている方



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
主に父親	1	0.2	4	0.7
主に母親	535	96.3	504	93.2
主に祖父母	5	0.9	18	3.3
その他	7	1.3	3	0.6
無回答	7	1.3	12	2.2
全体	555	100.0	541	100.0

子どもの身の周りの世話を主に行うのは、就学前児童及び小学生児童のいずれも母親が9割を超えております。

### ☆子育ては楽しいですか、辛いですか

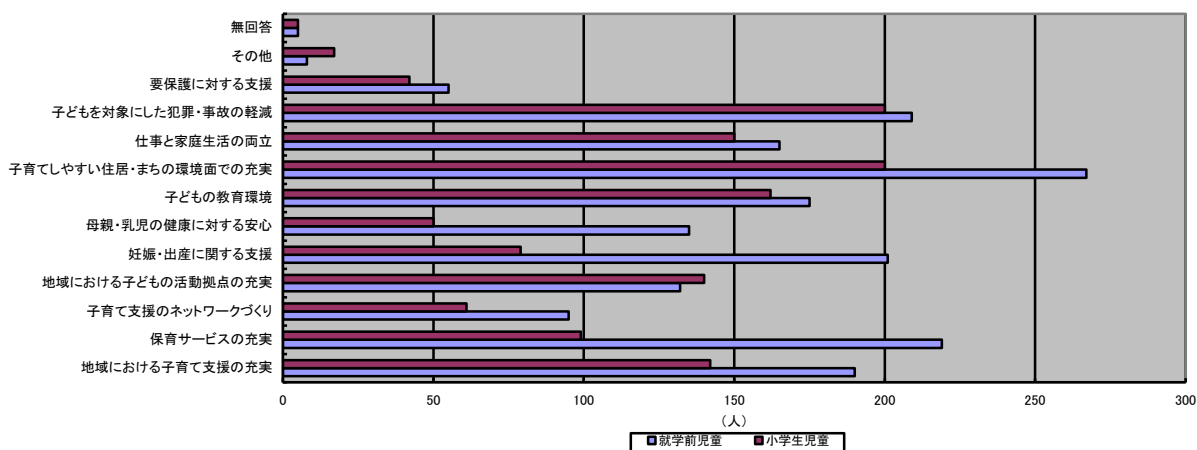


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
楽しいと感じることの方が多い	361	65.1	328	60.6
楽しいと感じることと辛いと感じること	160	28.8	153	28.3

とが同じくらい				
辛いと感じることの方が多い	10	1.8	21	3.9
その他	4	0.7	5	0.9
わからない	7	1.3	18	3.3
無回答	13	2.3	16	3.0
全体	555	100.0	541	100.0

いずれも60%を超える人が、楽しいと思いながらも、30%近い人が同じくらいと回答しており、子育てをつらいと考えることがある人は、全体で3%近くになります。

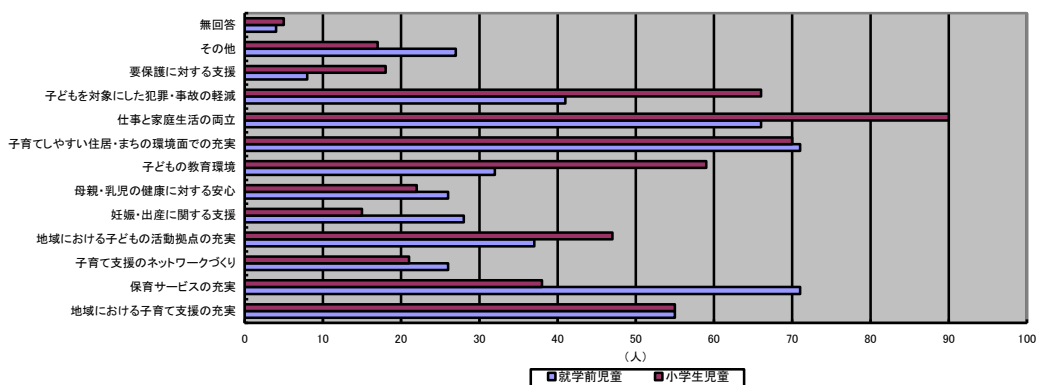
### ☆子育てに有効な支援・対策（\*複数回答）



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
地域における子育て支援の充実	190	52.6	142	43.3
保育サービスの充実	219	60.7	99	30.2
子育て支援のネットワークづくり	95	26.3	61	18.6
地域における子どもの活動拠点の充実	132	36.6	140	42.7
妊娠・出産に関する支援	201	55.7	79	24.1
母親・乳児の健康に対する支援	135	37.4	50	15.2
子どもの教育環境	175	48.5	162	49.4
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	267	74.0	200	61.0
仕事と家庭生活の両立	165	45.7	150	45.7
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	209	57.9	200	61.0
要保護児童に対する支援	55	15.2	42	12.8
その他	8	2.2	17	5.2
無回答	5	1.4	5	1.5
非該当	194		213	

全体	361	100.0	328	100.0
累計	1,856	514.2	1,347	410.7

☆子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策（\*複数回答）

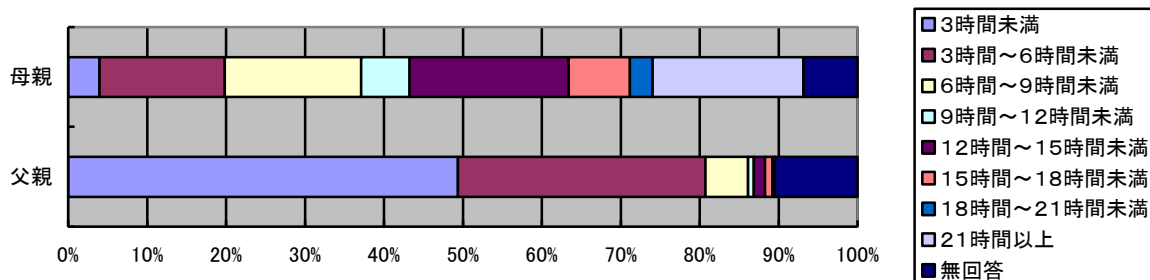


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
地域における子育て支援の充実	55	32.4	55	31.6
保育サービスの充実	71	41.8	38	21.8
子育て支援のネットワークづくり	26	15.3	21	12.1
地域における子どもの活動拠点の充実	37	21.8	47	27.0
妊娠・出産に関する支援	28	16.5	15	8.6
母親・乳児の健康に対する支援	26	15.3	22	12.6
子どもの教育環境	32	18.8	59	33.9
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	71	41.8	70	40.2
仕事と家庭生活の両立	66	38.8	90	51.7
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	41	24.1	66	37.9
要保護児童に対する支援	8	4.7	18	10.3
その他	27	15.9	17	9.8
無回答	4	2.4	5	2.9
非該当	385		367	
全体	170	100.0	174	100.0
累計	492	289.6	523	300.4

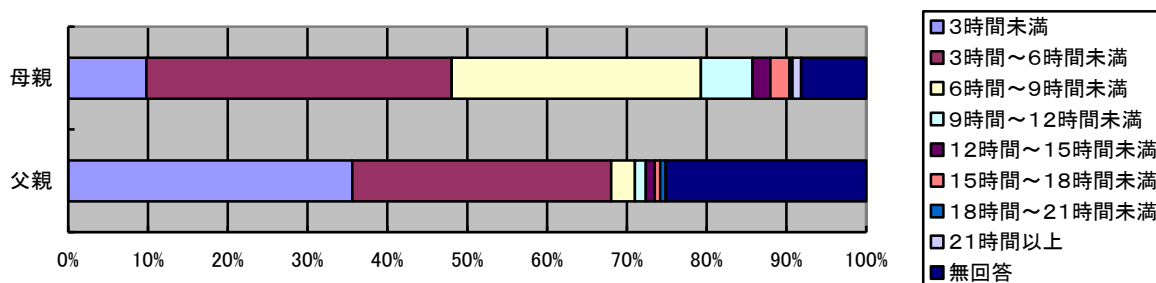
子育てに有効（辛さを解消できる）な支援・対策については、地域における子育て支援の充実、子育てしやすい住居、まちの環境面での充実、仕事と家庭生活の両立、子どもを対象にした犯罪・事故の軽減が就学前児童、小学生児童ともに高い数値になっております。就学前児童では、やはり保育サービスの充実が高い数値を示しています。

## ☆1日当たり、子どもと過ごす平均時間

### 【就学前児童】



### 【小学生児童】

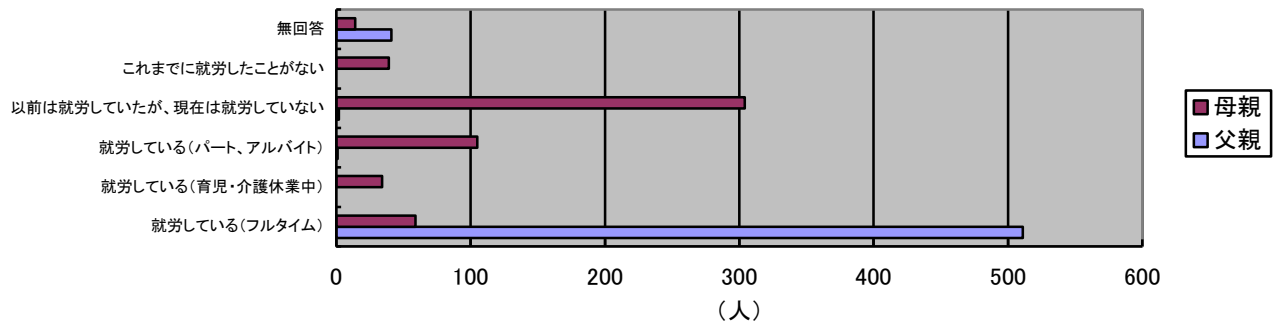


	就学前児童		小学生児童	
	父親 人：(%)	母親 人：(%)	父親 人：(%)	母親 人：(%)
3時間未満	274(49.4)	22( 4.0)	256(47.3)	53(9.8)
3時間～6時間未満	174(31.4)	88(15.9)	142(26.2)	207(38.3)
6時間～9時間未満	30( 5.4)	96(17.3)	13( 2.4)	169(31.2)
9時間～12時間未満	4( 0.7)	34( 6.1)	6( 1.1)	35( 6.5)
12時間～15時間未満	8( 1.4)	112(20.2)	5( 0.9)	12( 2.2)
15時間～18時間未満	5( 0.9)	43( 7.7)	3( 0.6)	13( 2.4)
18時間～21時間未満	0( 0.0)	16( 2.9)	3( 0.6)	2( 0.4)
21時間以上	2( 0.4)	106(19.1)	3( 0.6)	6( 1.1)
無回答	58(10.4)	38(6.8)	110(20.3)	44(8.1)
全体	555(100.0)	555(100.0)	541(100.0)	541(100.0)

父親の場合、就学前児童・小学生児童のいずれも5割近くの方が、3時間未満という回答になっています。6時間未満と合わせると、7割超となります。母親にあっては、就学前児童ですと約5の方が1日の大半（12時間以上）を子どもと過ごしますが、小学生児童になると8割近くの方が9時間未満に減少するという結果になっています。

## (2) 親の就労状況

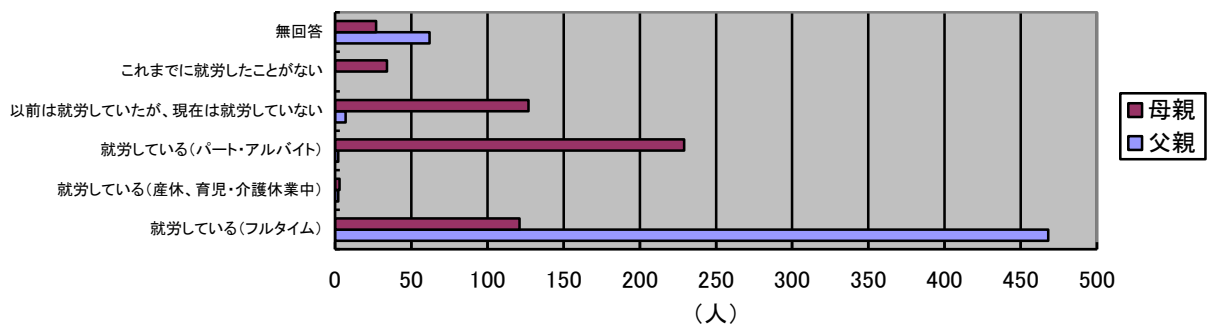
### ☆父母の就労状況（就学前児童）



	父親		母親	
	人	%	人	%
就労している(フルタイム)	511	92.1	59	10.6
就労している(休業中)	0	0.0	34	6.1
就労している(パートタイム)	1	0.2	105	18.9
以前は就労していたが、現在は就労していない	2	0.4	304	54.8
これまでに就労したことが無い	0	0.0	39	7.0
無回答	41	7.3	14	2.6
全体	555	100.0	555	100.0

9割を超える父親はフルタイム就労ですが、母親にとっては、5割以上の方が、結婚若しくは出産を機に退職して現在にいたっているようです。

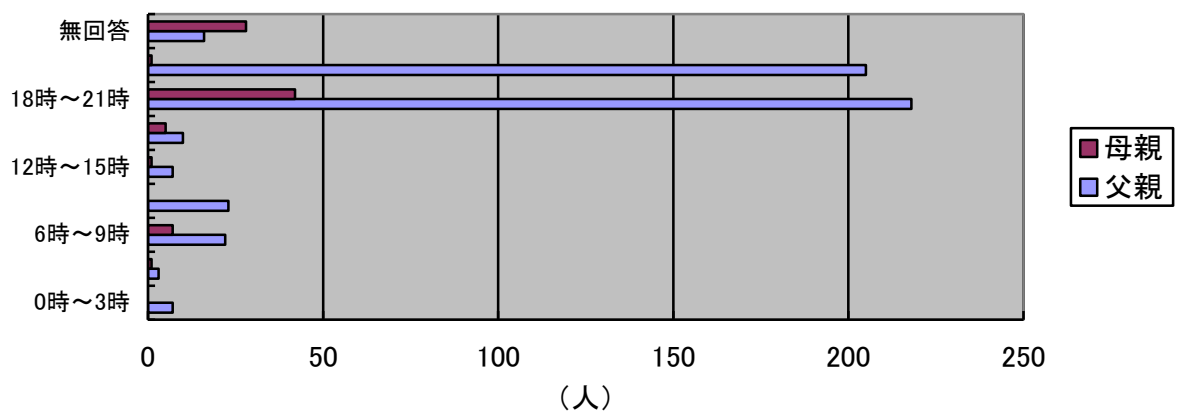
### ☆父母の就労状況（小学生児童）



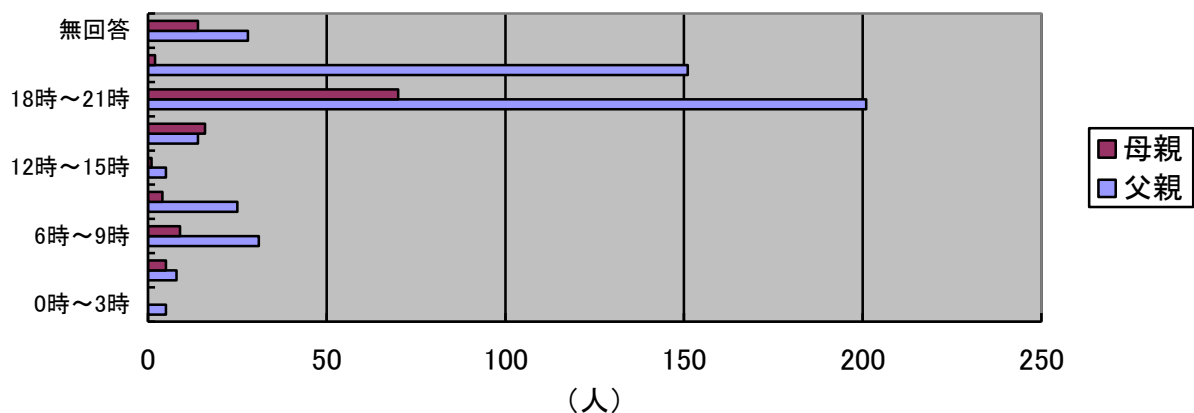
	父親		母親	
	人	%	人	%
就労している（フルタイム）	468	86.5	121	22.4
就労している（休業中）	2	0.4	3	0.6
就労している（パートタイム）	2	0.4	229	42.3
以前は就労していたが、現在は就労していない	7	1.3	127	23.5
これまでに就労したことが無い	0	0.0	34	6.3
無回答	62	11.4	27	4.9
全体	541	100.0	541	100.0

父親の就労状況については、就学前児童より若干ポイントは下がるものの8割を超える方がフルタイムでの就労となっています。母親については、6割を超える方が就労しており、子どもに手がかからなくなるにつれ、母親の就労も増加しています。

#### ☆フルタイム就労時の帰宅時間（就学前児童）



#### ☆フルタイム就労時の帰宅時間（小学生児童）

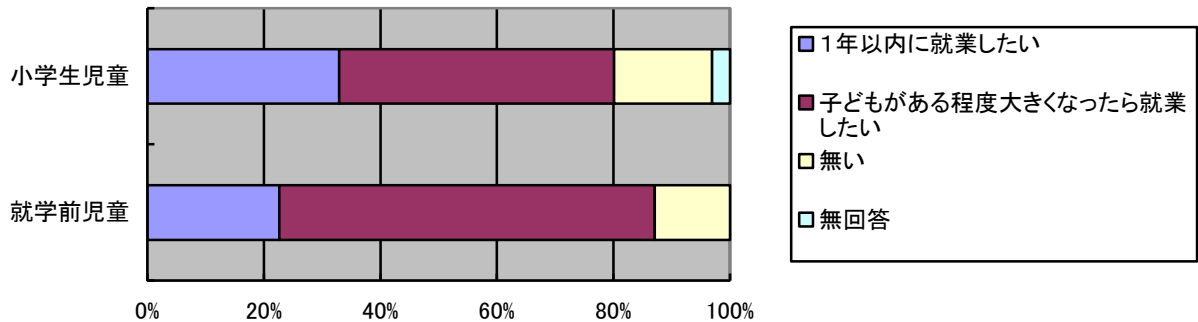




	就学前児童		小学生児童	
	父親 人： (%)	母親 人： (%)	父親 人： (%)	母親 人： (%)
0時～3時	7( 1.4)	0( 0.0)	5( 1.1)	0( 0.0)
3時～6時	3( 0.6)	1( 1.7)	8( 1.7)	5( 4.1)
6時～9時	22( 4.3)	7(11.9)	31( 6.6)	9( 7.4)
9時～12時	23( 4.5)	0( 0.0)	25( 5.3)	4( 3.3)
12時～15時	7( 1.4)	1( 1.7)	5( 1.1)	1( 0.8)
15時～18時	10( 2.0)	5( 8.5)	14( 3.0)	16(13.2)
18時～21時	218(42.7)	42(71.1)	201(42.9)	70(57.9)
21時～24時	205(40.1)	1( 1.7)	151(32.3)	2( 1.7)
無回答	16( 3.0)	2( 3.4)	28( 6.0)	14(11.6)
非該当	44	496	73	420
全体	511(100.0)	59(100.0)	468(100.0)	121(100.0)

全体的に、18時～21時の時間帯での帰宅時間が最も多い結果となっております。

#### ☆現在働いていない母親の就労意向について

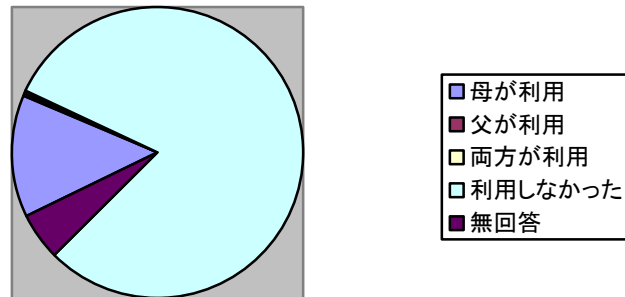


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
すぐにでも若しくは1年以内に希望がある	79	22.6	53	32.9
1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい	225	64.5	76	47.2
無い	45	12.9	27	16.8
無回答			5	3.1
非該当	206		380	
全体	349	100.0	161	100.0

母親の就労意欲は高く、特に小学生児童の母親の3割を超える方が、すぐにでも就労したいとしています。

☆育児休業制度の利用について（就学前児童）

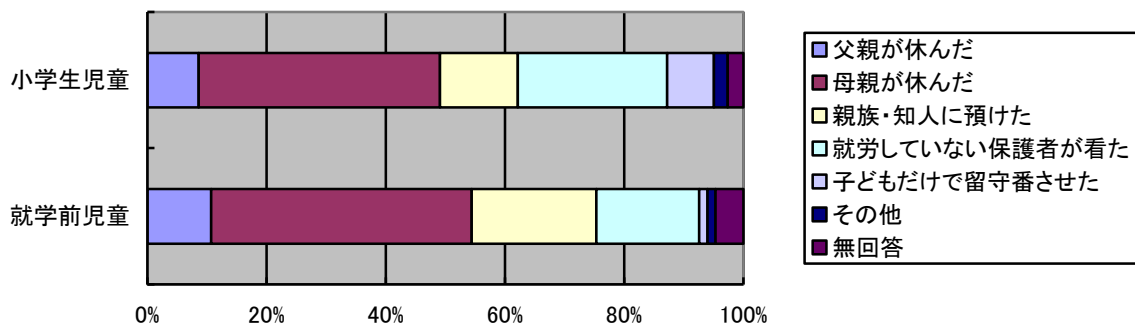
（人）



	人	%
母親が利用した	75	13.5
父親が利用した	2	0.4
母親と父親の両方が利用した	1	0.2
利用しなかった	447	80.5
無回答	30	5.4
全体	555	100.0

育児休業制度を利用した方が、14%程度であり、母親が出産時すでに就労されていた場合を考慮しても、利用されている方が非常に少ない状況です。

☆子どもが病気になった時の対応について（\*複数回答）



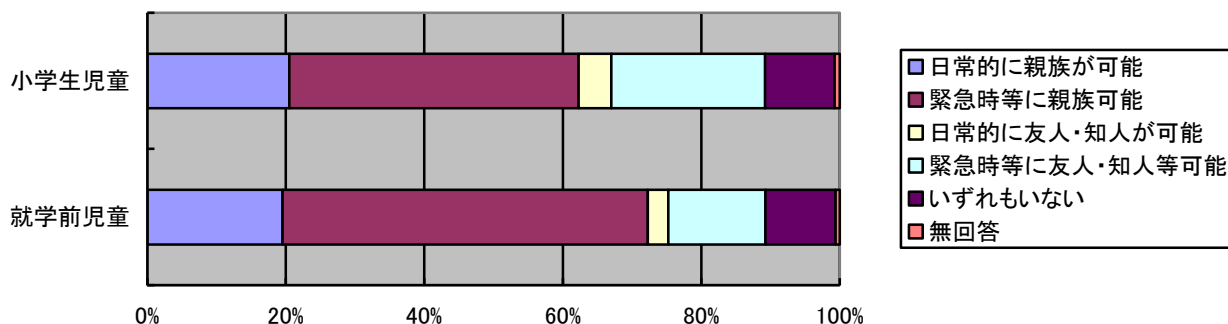
	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
父親が休んだ	23	14.9	33	10.9
母親が休んだ	94	61.0	155	51.3
親族・知人に預けた	45	29.2	50	16.6

就労していない保護者が見た	37	24.0	96	31.8
仕方なく子どもだけで留守番させた	3	1.9	30	9.9
その他	3	1.9	9	3.0
無回答	10	6.5	10	3.3
非該当	401		239	
全体	154	100.0	302	100.0
累計	215	139.4	383	126.8

就学前児童及び小学生児童いずれの場合も、父母の休業、親族・知人への預ける対応をとられています。小学生児童の場合は、約1割が仕方なく子どもだけで留守番させたという回答でした。

### (3) 地域の状況

#### ☆日頃子どもを預かってもらえる人について（\*複数回答）



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる	131	23.6	143	26.4
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	354	63.8	291	53.8
日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	20	3.6	33	6.1
緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる	94	16.9	155	28.7
いずれもない	68	12.3	70	12.9
無回答	4	0.7	5	0.9
全体	555	100.0	541	100.0
累計	671	120.9	697	128.8

祖父母等の親族や友人・知人に子どもを預かってもらうことが可能な方が、緊急時を含めると、就学前児童、小学生児童ともに8割を超えており、子どもを預けることに

特に問題は無いとしながらも、祖父母の身体的負担や友人・知人の時間的制約や精神的負担を心配する声もあります。

## ☆保護者会・PTA、自治会活動への参加について

(就学前児童)

(%)

行事や組織		参加している		参加していないが、 今後できれば参加したい	
		はい	いいえ	はい	いいえ
父 親	①保護者会・PTA	11.4	88.6	29.1	70.9
	②地域のボランティア活動	5.9	94.1	31.9	68.1
	③自治会の活動	30.3	69.7	29.8	70.2
	④地域で活動するサークル	4.0	96.0	25.7	74.3
母 親	①保護者会・PTA	37.6	62.4	44.9	55.1
	②地域のボランティア活動	6.7	93.3	39.2	60.8
	③自治会の活動	33.9	66.1	32.6	67.4
	④地域で活動するサークル	14.8	85.2	37.1	62.9

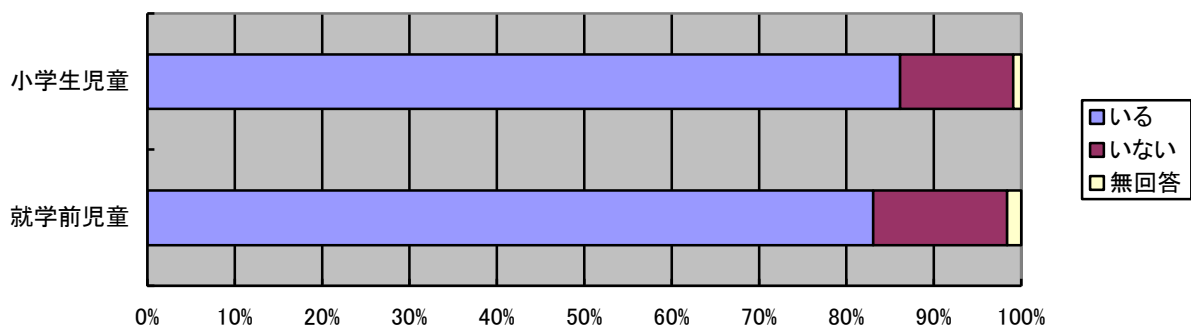
(小学生児童)

(%)

行事や組織		参加している		参加していないが、 今後できれば参加したい	
		はい	いいえ	はい	いいえ
父 親	①保護者会・PTA	28.9	71.1	73.1	26.9
	②地域のボランティア活動	14.6	85.4	85.7	14.3
	③自治会の活動	42.8	57.2	83.0	17.0
	④地域で活動するサークル	8.9	91.1	100.0	0.0
母 親	①保護者会・PTA	92.0	8.0	73.7	26.3
	②地域のボランティア活動	21.5	78.5	95.0	5.0
	③自治会の活動	59.9	40.1	82.3	17.7
	④地域で活動するサークル	18.8	81.2	100.0	0.0

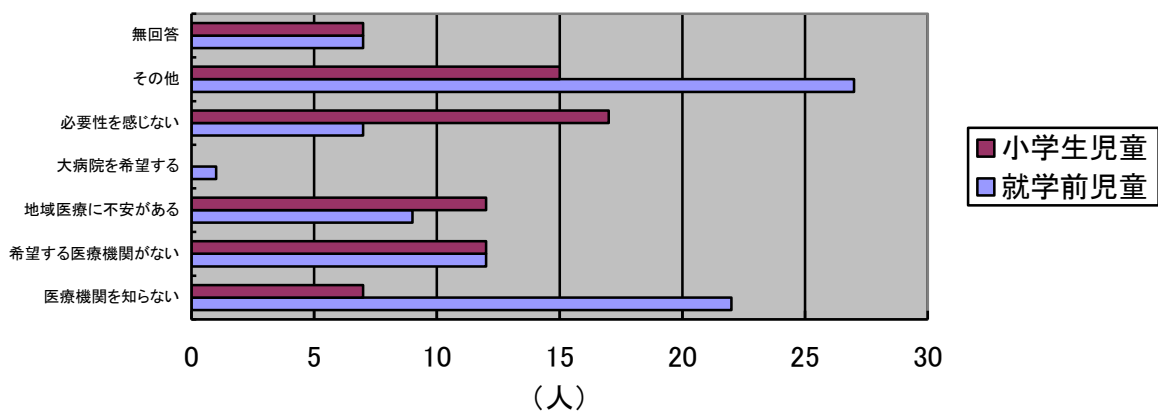
保護者会や自治会活動を含めた地域活動への参加については、いずれも母親の参加が高い結果となっています。現在参加していない方の参加意向は、すべての行事や組織において小学生児童の父母が非常に高い数値を示しています。

## ☆かかりつけ医について



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
かかりつけ医がいる	461	83.1	466	86.1
かかりつけ医がいない	85	15.3	70	12.9
無回答	9	1.6	5	0.9
全体	555	100.0	541	100.0

## ☆かかりつけ医がいない理由について

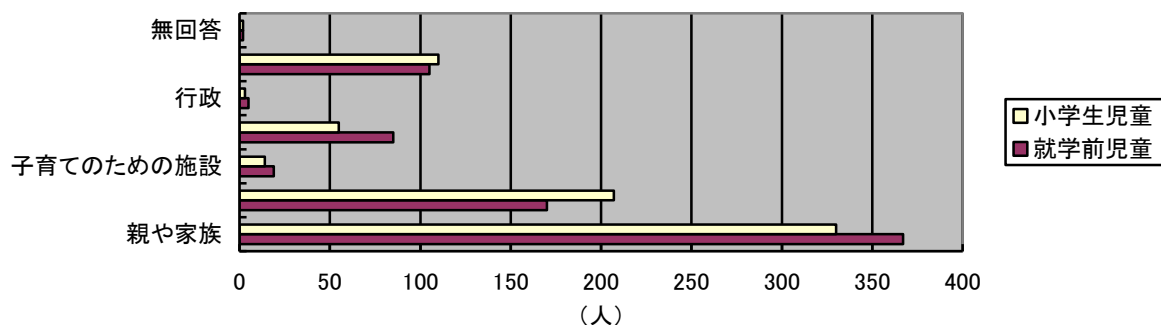


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
地域の医療機関を知らない	22	25.9	7	10.0
利用したい医療機関が地域に無い	12	14.1	12	17.1
地域の医療サービスに不安がある	9	10.6	12	17.1
大病院の医療サービスを受けたい	1	1.2	0	0.0
かかりつけ医の必要性を感じない	7	8.2	17	24.4
その他	27	31.8	15	21.4

無回答	7	8.2	7	10.0
非該当	470		471	
全体	85	100.0	70	100.0

就学前児童、小学生児童のいずれも8割を超えてかかりつけ医がいます。かかりつけ医がない理由については、小学生児童になると「かかりつけ医の必要性を感じない」という割合が高いですが、就学前児童では、「地域の医療機関を知らない」という方も多く、医療機関に関する情報提供を更に推進する必要があります。

### ☆子育てについて、気軽に相談できる人がいますか



子育てについて気軽に相談できる人はいますか	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
いる	403	72.6	396	73.2
いない	28	5.1	31	5.7
無回答	124	22.3	114	21.1
全体	555	100.0	541	100.0



それはだれですか	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
親や家族	367	91.1	330	83.3
近所の人	170	42.2	207	52.3
子育てのための施設	19	4.7	14	3.5
保育士・幼稚園の教諭	85	21.1	55	13.9
行政	5	1.2	3	0.8
その他	105	26.1	110	27.8
無回答	2	0.5	2	0.5
非該当	152		145	
全体	403	100.0	396	100.0
累計	753	186.9	721	182.1

子育てについて、気軽に相談できる人がいる方は、いずれも7割を超えておりますが、主な相談相手は、親や家族、近所の人、教育関係者等となっており、行政と答えた方は僅か、1%前後という結果になっています。

#### (1) 子育て家庭の状況について

家族構成の大半は父母同居による核家族となっておりますが、祖父母が近居されている世帯も、就学前児童で4割前後、小学生児童で2割から3割の世帯があります。

子どもの身の回りの世話を主にしている方は、就学前児童、小学生のいずれの場合も9割以上の世帯で、「母親」という結果となっており、依然、母親への負担が大きいことが推測され、父親の子育て参加の促進が必要と思われれます。

子育てを「楽しい」と思う方が6割を超えていますが、3割を超える方が「辛い」と感じるがあると答えています。子育てをする上で、家庭、職場、社会の環境改善や保育サービス、子育て支援サービス、子どもの活動拠点の充実が求められています。

#### (2) 親の就労状況について

就学前児童では3割超、小学生児童では6割超の家庭で、母親が就労しているという結果が出ており、フルタイム就労家庭での平均帰宅時間も18時～21時の時間帯が最も多くなっています。母親の産休明けでの職場復帰、育児休業の早期切り上げ及び子どもの成長とともに高くなる就労意向など、母親の就労機会は増加する傾向にあります。今後は保護者の就労支援を含めた子育て支援サービスの充実が求められます。

そういった中で、子どもの傷病時に保育サービスが受けられずに、父母が仕事を休むケースも多く、病児・病後児保育の制度整備が急がれます。

合わせて、子育てと仕事を両立するために、就労環境の整備や子育て家庭に対する職場の理解など、企業側の理解や協力も必要となってきます。

#### (3) 地域の状況について

1割を超える家庭で、日頃子どもを預ける親族や知人・友人がいないと回答しており、預けることができる家庭でも、預け先に負担をかけていることを心配されています。ファミリー・サポート・センター事業の充実を図るとともに、地域でのつながりを深めることも必要とされています。

地域でのつながりを深めることにもなる自治会活動や地域活動への参加状況も子どもが大きくなることで参加が増える傾向にありますが、この場合もやはり母親が中心となっており、父親の参加促進がとて重要になっています。

子育てについて気軽に相談できる人がいない方が5%を超えています。地域での子どもの見守りは当然必要なことですが、子育て家庭の見守りについても、その必要性が求められています。

### 3 主な子育て支援サービス事業の状況

#### (1) 吉川市子育て支援センター

子育て支援センターでは、育児不安についての相談や子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供を行います。また、子育て講座等を開催することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。

- ◎対象 就学前までの子どもと保護者
- ◎開設時間 8:30～17:00
- ◎所在地 市民交流センターおあしす2階  
Tel 048-984-6377

#### 子育て支援センター利用状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
育児相談（電話・面接）	314件	383件	604件
子育て講座	241人	248人	265人
出前子育て講座	295人	393人	444人
中高生講座	延べ19人	延べ63人	延べ22人
ボランティア養成講座	延べ40人	延べ22人	延べ21人
るんるんコーナー （手遊び、読み聞かせや体操）	1,387人	1,138人	852人

#### (2) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を行いたい方（協力会員）と子育てのサービスを受けたい方（利用会員）を、会員として組織し、会員同士による子育ての援助活動を支援します。利用するには、会員登録が必要です。また、利用される場合は利用料金を負担していただきます。

援助活動は、保育所への送迎や一時保育、小学校帰宅後の預かり等です。

- ◎対象 小学校6年生までの児童
- ◎所在地 市民交流センター おあしす 2階  
Tel 048-984-6378
- ◎援助活動時間 6時～20時

※平成21年1月からは、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町による広域利用登録が可能となりました。

#### ファミリー・サポート・センター活動状況

援助の内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	310	381	131
保育施設までの送迎	0	0	25
学童保育室終了後の子どもの預かり	360	644	547



学校の放課後の子どもの預かり	107	153	131
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の 子どもの預かり	11	31	15
買い物等外出の際の子どもの預かり	52	8	6
保護者の病気、子どもの病気、その他急 用の場合の援助	53	35	26
保護者の臨時的就労、求職活動中の援助	0	28	33
子どもの習い事等の援助	496	304	625
保育施設、学校休みの支援、入所前の援 助	26	36	15
計	1,415	1,620	1,554

### (3) 家庭児童相談室

家庭児童相談室では、学校や幼稚園に行けない、夜尿や爪かみ、チックが治らない、非行の心配がある等、児童のことについて、専任の相談員が相談に応じ、助言を行います。電話での相談もできます。

- ◎対 象 18歳未満の児童及びその保護者  
◎相 談 日 火曜日 13時～16時  
木曜日 9時～11時30分  
移動相談 児童館ワンダーランド（火曜日 9時30分～11時30分）  
市民交流センターおあしす（第1、3、5木曜日 13時30分～16時）  
◎所 在 地 吉川市役所子育て支援課内  
Tel 048-982-9529

### 児童相談受付状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童虐待相談	7	5	12
児童養護に関する相談	8	2	0
保健相談	1	2	0
肢体不自由相談	1	4	0
言語発達障害等相談	3	6	0
重症心身障害相談	0	0	1
知的障害相談	5	0	3
自閉症等相談	0	0	1
ぐ犯行為等相談	0	1	0
性格行動相談	2	3	7
不登校相談	4	6	2
育児・しつけ相談	44	33	9
その他の相談	2	2	7
計	77	64	42

福祉行政報告例の報告データより

#### (4) 児童館 ワンダーランド

児童館ワンダーランドは、未来を担う子どもたちのための施設です。遊びや各種の行事を通して子どもの健全な育成を図るとともに、宇宙を身近なものとして接する場としてプラネタリウムを設置しています。また、遊びながら運動に親しむ習慣を形成するための拠点として、小学生を中心に乳幼児から高校生まで幅広く利用されています。

- ◎開館時間 9時～ 17時（夏季休業中は18時まで）  
◎休館日 毎週月曜日（休日の場合はその翌日及び翌々日）  
祝祭日の翌日  
年末年始  
◎所在地 吉川市大字高久1260番地  
Tel 048-981-6811

児童館来館者数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児 童	25,693	25,377	25,048
大 人	9,820	8,015	7,876
計	35,513	33,392	32,924

#### (5) 保育所等

##### ①保育所、保育園

保護者が就労、疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児に対し、保護者に代わって保育所において保育を行います。

市内には、公立保育所3カ所、民間保育園4園があり、入所には保護者からの申し込みが必要になります。また、各家庭の所得税額等に応じた保育料の負担が必要になります。

- ◎対 象 入所時生後6か月を過ぎた乳幼児から小学校就学前  
※吉川つばさ保育園では生後2カ月から入園可能  
◎保育時間 平 日 8時30分～16時30分  
土曜日 8時30分～正午  
◎時間外保育平日 7時～ 8時30分  
16時30分～18時  
土曜日 7時30分～8時30分  
正午～18時（第一・第二保育所は17時まで）  
◎延長保育 平日 18時～19時  
土曜日 18時～19時（第三、青葉、吉川つばさのみ有料で実施）  
※各保育所、保育園により対応が若干異なります。

保育所（園）数と入所（園）児童数

	施設数	入所（園）児童数
平成19年度	7	628
平成20年度	7	649
平成21年度	7	659

各年度4月1日現在

年齢別入所（園）状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成19年度	25	92	103	128	136	144	628
平成20年度	28	91	111	133	141	145	649
平成21年度	42	85	113	131	144	144	659

各年度4月1日現在

②家庭保育室等（認可外保育施設含む）

保護者が就労、疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児に対し、保護者に代わって市が認可した家庭保育室において、家庭的保育を行います。

市内には現在2か所の家庭保育室があります。保育料は各家庭保育室により異なります。

◎対象 生後3か月～就学前まで

◎保育時間 7時30分～20時まで（各施設により異なります。）

家庭保育室等の利用状況

	施設数	入室児童数
平成19年度	3	18
平成20年度	2	17
平成21年度	2	13

各年度4月1日現在

（6）学童保育室

保護者の就労等により、放課後における保育に欠ける小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後から午後6時30分までの間、学童保育室を設置しています。

◎対象 小学1年生～3年生（障がい児等4年生以降の入室あり）

◎保育時間 平日 放課後～18時30分（19時）

学校休校日 平日 8時～18時30分

土曜日 8時～17時

夏休・冬休 平日 7時30分～18時30分

土曜日 7時30分～17時

◎保育料 月額7,000円（別途おやつ代2,000円）

※保育時間の延長（～午後7時まで）について、保護者会と協議中。

### 学童保育室の利用状況

	施設数	入室児童数
平成19年度	7(13クラブ)	392
平成20年度	7(13クラブ)	498
平成21年度	7(13クラブ)	513

各年度4月1日現在

### (7) 子ども発達センター

就学前の心身に障がいのある児童及び心身の発達に遅れがあると疑われる児童とその保護者を対象として、言語療法や理学療法などを取り入れ、児童に基本的な生活習慣を身に付けさせて、社会生活の適応力を深め、健全な心身の発達を促すための療育を行います。

◎対象 象 未就学児童とその保護者

◎療育時間 9:00~14:30

#### 子ども発達センターの利用状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
通園者	1,892	1,535	1,409
理学療法	※12	※15	20
言語療法	195	192	224

利用人数は延べ人数

※平成18年度~19年度は肢体不自由の対象児童がいなかったため、経過観察、指導のみ。

### (8) 母子自立支援相談員

全体の相談件数は増加しており、各相談内容すべての相談件数が増加しています。就労や資格の取得に関する相談が最も多く、母子家庭等における自立の意向が高いことが伺えます。離婚に関する相談も全体の1割を占めており、母子家庭の増加を予兆させる状況です。母子家庭の自立を第一義的に目指すも、安易な離婚に走る事の無いような相談支援も必要となっています。

◎対象 象 母子家庭(婦人含む)

◎相談日 月曜日 9時~12時

水曜日 13時~16時

木曜日 9時~12時

移動相談 市民交流センターおあしす(第2、4木曜日 13時30分~16時)

◎所在地 吉川市役所子育て支援課内

Tel 048-982-9529

母子自立支援員相談件数

相談内容	平成19年1～3月	平成19年度	平成20年度
住宅	2	14	20
医療	5	15	29
家庭紛争	2	7	34
DV	2	14	17
離婚	4	29	34
就労・資格取得	4	39	59
養育・保育・教育等	4	15	17
経済支援・生活援護	4	38	54
母子・寡婦資金貸付	0	11	13
その他	4	26	37
計	31	208	314

※平成20年度数値は相談延べ件数（相談実件数は199件）

主な子育て支援サービス事業の状況について

全国的に児童人口が減少する中で、吉川市では微増ながら増加傾向にあります。少子化対策という観点においての子育て支援策というより、実際に増加している児童人口に対応すべく、多様な子育て支援策の必要性が高まっています。

加えて、保護者等の就労形態の多様化に伴い、保育サービス需要の一層の高まりを見せています。

子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業については、対象世帯等への更なる周知を図るとともに、事業内容の充実が必要です。

保護を必要とする児童や、支援を必要とする子育て家庭への相談業務も重要になってきています。相談から具体的支援へスムーズにつながるよう、関係機関との連携を含めた体制の充実が求められています。

### 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

地域のぬくもりが 子どもと親をつつむ  
優しさあふれるまち よしかわ  
～ 未来を担う子どもたちのために ～

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となるべきものです。地域の人々の見守りとふれあいがあふれるまちで、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会が築かれなければなりません。

しかしながら、子育てを取り巻く環境は年々変化し、核家族化の進行や地域住民同士のつながりの希薄さから見える子育ての孤立化をはじめ、経済的不安や子どもを巻き込む犯罪など、子育て家庭だけでは解決できない問題が増えてきています。

そこで、どうしたら子どもたちが健やかに自分らしく成長し、また、私たち大人も子どもたちの成長の喜びを共有することができるのか、子どもたちの主体性を尊重しながら、考え行動していく必要があります。

次世代を担う子どもたちを育むためには、子育て家庭のみならず、個人や地域、企業（事業主）を含めた関係団体、国・地方公共団体をはじめとする関係機関による密接な連携と協働のもと、取り組みを進めていかなければなりません。

以上の考えを基に、この基本理念を定めます。

## 2 基本方針

基本理念を具現化するために、次の3項目を基本方針として、総合的に施策を推進していきます。

### 基本方針1. 子育てを支援することができる地域づくり

子育ての基本は家庭等にあり、親から子へと肌のぬくもりとともに引き継がれ、ごく自然に学んできた子育ての有り様も、急速な核家族化や、情報誌・インターネットの普及など、育児を取り巻く環境の変化とともに変わってきています。更に、地域コミュニティが希薄になっている都市部などでは、地域住民との関わりも少なく、子育て経験者の方々の交流も無いままに、子育て家庭が孤立しがちな傾向にあります。

そのため、子育て家庭と地域社会のつながりや人と人とのつながりをつくるとともに、家庭や地域社会における「子育て力」高めるための施策を推進してまいります。

#### 基本施策

##### 1. 地域における子育ての支援の充実

子育て支援センターなどの子育て支援拠点事業の拡充を進め、子育て中の保護者の方がより気軽に利用できる環境の整備を行います。

従来の保育事業に加え、家庭的保育事業や病児病後児保育事業の新たな導入による保育サービスの充実を図ってまいります。

ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、保護者の方にとって、より利用しやすいものにしていきます。

よしかわ子育てネットワークとの協働による、子育て中の保護者の方や子育てサークル等への支援の充実を図ってまいります。

児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童健全育成のための事業を推進してまいります。



## 基本方針2. 子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり

安心して子どもを生き育てるために、思春期・妊産婦期・育児期を通じて、母体の健康を守るとともに、健診事業、相談事業及び食育事業を通じて、親子の健康づくりを支援します。

さらに、家庭、地域及び学校などあらゆる場面での教育環境の整備を行い、子どもたちの個性や能力を伸ばし、様々な社会体験や自然体験を通して自立を支援します。

また、子どもの主体性と権利を尊重するとともに、児童虐待やいじめへの対応と、母子家庭や障がいのある子どもたちを支援します。

### 基本施策

#### 1. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産・産じょく期及び育児期それぞれのステージにおいて、お母さんやお父さんをはじめ、保護者の方々が安心できるよう、健診や相談事業を実施してまいります。

学校や家庭における「食」や「性」に関する教育を推進します

お子さんの緊急時に備え、小児救急医療体制の充実に努めます。

#### 2. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

思春期の児童を対象に、家庭を築き子どもを生き育てることの意義や素晴らしさが理解できる取組を進めます。

学力の向上と併せて心身ともに健やかに成長し、生きる力を養えるような、様々な体験や経験が積める取組を進めます。

学校・家庭・地域が連携・協働し、家庭や地域の「教育力」の向上に取り組めます。

子どもを取り巻く有害環境に対し、地域、学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組めます。

#### 3. 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関等との連携強化を図ります。

母子家庭や障がいのある子ども（家庭）に対する、施策の充実に図り、自立に向けた支援に取り組めます。

### 基本方針3. 子どもを安心して育てることができるまちづくり

子育てをしていく上で、様々な外的要因から子どもたちを守ることは非常に重要です。住居、道路交通、公共施設などのユニバーサルデザインやバリアフリーを意識したまちづくりを進めていきます。

さらに、交通安全教室や犯罪に対する啓発事業を行うとともに、自主防犯組織など地域や警察などとの連携を進め、子どもたちの安全の確保に努めていきます。

また、子育てを含めた家庭生活と仕事が調和のとれるような社会を実現するための啓発事業を推進します。

#### 基本施策

##### 1. 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅、良好な居住環境の確保するための情報提供、安全な道路環境の整備及び安心して外出ができるよう、公共施設等のバリアフリー化などに努めます。

また、子どもたちが犯罪被害などに遭わないようなまちづくりを進めてまいります。

##### 2. 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現を図るために、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を図るための広報・啓発を進めます。

多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

##### 3. 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故から守るための教育やチャイルドシートや自転車の正しい利用についての広報・啓発に努めます。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、被害に遭ってしまった子どもの立ち直りの支援に努めます。

### 3 行動計画の施策体系

